



徳島労働局長 竹中 郁子 殿

> 徳島地方最低賃金審議会 会長 段野 聡子

徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和6年8月21日付け徳労発基0821第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低 賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

徳島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業 (発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、 電球・電気照明器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を 行う事業所を除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管 理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製 造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限 る。)を営む使用者

3 適用する労働者

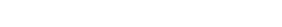
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務
 - ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の 業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,038円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日

令和6年12月21日



令和6年10月17日



徳島地方最低賃金審議会 会長 段野 聡子 殿

> 徳島地方最低賃金審議会 徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械 器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 部会長 端 村 亮

徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報 通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月21日徳島地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金専門部会委員

公益代表委員稲 倉 典 子端 村 亮段 野 聡 子

労働者代表委員 木戸 敬一朗

矢藤 寿浩

横井麻衣

使用者代表委員 久米智之

鴻池 義勝五島 寛治

徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低 賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

徳島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業 (発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、 電球・電気照明器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を 行う事業所を除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管 理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製 造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限 る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務
 - ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の 業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,038円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日

令和6年12月21日